

指定文化財管理費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
令和3年4月1日
令和7年4月1日
令和8年4月10日
最終改正

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物（以下「指定文化財」という。）の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び文化財保護法第172条第1項の規定により指定された地方公共団体その他の法人（以下「国有文化財の管理団体」という。）が行う事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及び国有文化財の管理団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、所有者又は管理団体が行う次の（1）から（4）までの事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業（ただし、地方公共団体所有の物件に係るものは除く。）、地方公共団体が自ら行う（5）の事業又は国有文化財の管理団体が行う（6）の事業とする。

（1）防災設備保守点検等

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

（2）差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫及び雪降し等小修理事業

（3）名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

所有者又は管理団体が行う名勝等に指定された庭園で荒廃等の危険にさらされている庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定及び整姿等事業、又は指定文化財である民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備事業

（4）燻蒸・殺虫

所有者又は管理団体が行う指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫事業

（5）文化財保護管理指導

都道府県（指定都市を含む。）が管内の文化財の状況を常時把握し、必要な指導を行うための文化財管理指導事業

（6）国有文化財の見廻り看視及び清掃

国有文化財の管理団体が行う文部科学省所管文化庁所属の国有財産（土地の面積が原則として300平方メートル以上あるもの）の滅失、き損、不法占拠等を防止するための見廻り看視、及び荒廃を防ぎ、国民一般に親しまれるための清掃（除草を含む。以下同じ）。ただし、公園及び管理団体が有料公開している国有文化財並びに島、岩石地、池、沢、森林等で清掃の必要のない国有文化財を除く。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- （1） 防災設備保守点検等に要する経費
- （2） 差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理に要する経費
- （3） 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備に要する経費
- （4） 燻蒸・殺虫に要する経費
- （5） 文化財保護管理指導に要する経費
- （6） 国有文化財の見廻り看視及び清掃に要する経費

